

4月1日から

一部

使用料と手数料に 消費税を転嫁します

★なぜ、消費税を転嫁するの？

富士市では、今まで市の施設などの使用料と手数料には、消費税を転嫁せずに市が負担してきました。しかし、4月1日から、消費税の税率が3%から5%に引き上げられることになり、この引き上げを機に、税の公平性を確保する観点から、上下水道料金へ消費税を転嫁することになりました。そして、使用料と手数料についても、慎重に検討してきた結果、施設などを使用する際の受益の実態を十分に考慮して、消費税を一部転嫁することになりました。皆さんの御理解をお願いします。

★何に転嫁するの？

転嫁するもの

施設の専用使用

施設などを個人や団体が専用を使用する場合は、消費税を転嫁します。(1)

ただし、体育施設のうち入場料を徴収しない場合で、高校生以下の人が専用使用するときは、消費税を転嫁しません。(2)

転嫁しないもの

施設の共用使用

福祉施設と青少年教育施設

施設などを個人や団体が専用では使用しない場合（共用使用）は、消費税を転嫁しません。また、福祉施設と青少年教育施設の使用料・手数料には、福祉と青少年の育成に配慮して、消費税を転嫁しません。(3)

★どのように転嫁するの？

外税方式が原則

転嫁の方法は、原則的には外税方式とします。ただし、体育施設などでは、転嫁をしない使用料と転嫁をする使用料とがあることから、転嫁する使用料については内税方式とします。

転嫁する額

転嫁する額については、10円未満の端数は切り捨てします。

転嫁する時期

4月1日から消費税を転嫁します。ただし、3月31日までに使用が許可された施設などの使用料については、消費税を転嫁しません。

① 転嫁する項目	② 一部転嫁する項目
市民センター使用料	温水プール使用料
文化会館（ロゼシアター）使用料	富士球場使用料
斎場焼却施設・霊安室使用料	陸上競技場使用料
勤労者総合福祉センター （ラ・ホール富士）使用料	庭球場使用料
新富士駅都市施設使用料	相撲場使用料
河川流水占用料	弓道場使用料
市営住宅污水处理施設使用料	富士体育館使用料
市営住宅駐車場使用料	③ 転嫁しない項目
公園レストハウス使用料	重度障害者生活訓練ホーム使用料
勤労者体育センター使用料	休養林テント・サイト使用料
運動広場使用料	丸火青少年の家使用料
小・中・高等学校施設使用料	少年自然の家使用料
市場使用料	博物館観覧料
駐車場使用料	丸火体育館使用料
病院事業使用料	青少年センター使用料
救急医療センター各種証明手数料	勢子辻青少年の家使用料
<small>じんかい</small> 塵芥処理手数料	富士体育館付属柔剣道場使用料
病院事業手数料	市民プール(マリンプール)使用料
	ホームヘルパー派遣手数料
	身体障害者ガイドヘルパー派遣手数料

※富士市が定めている使用料と手数料のうち、この表に掲載されていないものは、非課税です。

市営住宅使用料、戸籍抄本等手数料、税証明手数料、幼稚園保育料 など

問い合わせ 各担当課または各施設へ